

大津市公報

平 成 31 年 3 月 1日 号 外 (第 2 号)

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

規則

次

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 平成31年3月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第2号

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大津市国民健康保険条例施行規則(昭和37年規則第14号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第1条の2」を削り、「国民健康保険運営協議会(第2条~第4条)」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会(第2条 第4条)」に、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に、「~第20 で、 ま 「第4章 雑則(第21条)

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「により」を「に基づき、」に改める。 第1条の2を削る。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。 第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第1項中「協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)」に改め、 同条第4項中「の会議」を削る。

「第3章 保険料および一部負担金ならびに給付」を「第3章 保険料及び一部負担金並びに給付」に改める。 第6条から第8条までを次のように改める。

第6条から第8条まで 削除

第9条第1項中「国民健康保険料納付書(様式第7号又は様式第8号)」を「様式第7号から様式第8号の2までのいずれかによる納付書」に改める。

第12条第2項中「国民健康保険料過誤納金還付(充当)通知書(様式第13号又は様式第14号)」を「その旨を書面」に改め、同条第5項中「国民健康保険料過誤納金還付(充当)通知書(様式第13号又は様式第14号)により、」を「その旨を書面により」に改める。

第14条第1項中「手続き」を「手続」に改め、同条第2項中「により国民健康保険料決定・変更決定・徴収猶 予決定・減免決定通知書(様式第4号)」を「を書面」に改める。

第15条第3項中「一部負担金支払免除等承認・不承認決定通知書(様式第19号)」を「書面」に改め、同条第4項中「による承認の決定通知」を「により一部負担金の支払の免除又は徴収猶予を承認する旨の通知」に改める。

第17条第1項中「第4条の2第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第2項中「第4条の2」を「第4条」 に改める。

「付 則」を「附 則」に改める。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号及び様式第4号 削除

様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第8号の2(第9条関係) 国民健康 領収済通知書 2 3 4 5 6 7 8 9 0 大津 (公) 01010-7-960040 大津市会計管理者 住 所 氏 名 様納 この領収済通知書は、直接機械に読み込ませますので、汚したり折り曲げたりしないで大切に取り扱ってください。 節 C_人 ID 都市 会計 款 項 目 保険料額 枝番号 年 保 険 証 督促手数料 月期 相 年 延滞金 合計納付額 納 期 限 収納取扱店 領収日付印 上記のとおり領収しましたので通知します。 (宛先) 大津市会計管理者 取りまとめ金融機関等 国 保 〒539-8794 大阪貯金事務センター 滋賀銀行本店営業部 大津市役所出張所 大 津 市 受付金融機関 取りまとめ店 大津市役所 (保管) 国民健康 01010-7-960040 保険料 納付書 公 □座番号 大津 加入者名 大津市会計管理者 住 所 納付義務者氏名 樣納 保険料額 $C^{\sqrt{D}}$ 証 枝番号 督促手数料 延滞金 合計納付額 期 限 納 領収日付印 上記のとおり納付します。 国保 金融機関等(保管)

大津市国民健康保険料領収証書	口座番号 01010-7-960040 加入者名 大津市会計管理者 大津
住 所	納付義務者氏名様
年度 保険証番号 C/D 枝番号 相 年 月期 - 月期	保険料額
料期限 証券納付の場合、証券金額の支払がなかったときは、本領収書は失効します。	領収日付印 国保
	 管して〈ださい。(お客様保管)

様式第12号中「大津市役所本店営業部」を「本店営業部」に改める。 様式第13号及び様式第14号を次のように改める。

様式第13号及び様式第14号 削除

様式第17号中「個人番号」を「整理番号」に改め、「源泉徴収票は」の次に「コピーしたものを」を加える。 様式第17号の2を次のように改める。

様式第17号の2 (第14条の3関係)

特例対象被保険者等に係る届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

納付義務者(世帯主) 被保険者番号

住所

氏 名

電話番号 - - -

大津市国民健康保険条例第23条の3第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年度																年度	ŧ							
				この届出の原因となった特例対象被保険者等																				
							E	£	î	3					应此 Ti	∓月日		離職理由番号 (該当する番号を で囲んでください。)						
			個 人 番 号												西田中以→	+ / 1 1					特定理由離職者			
														_			11	12	21					
		1													年	月	日	22	31	32	23	33	34	
		_	I		ı	I	I						1		4			11	12	21	00	00	0.4	
離		2													牛	月	日	22	31	32	23	33	34	
職理		3										•			-	月		11	12	21	22	33	24	
由		3													. +		日	22	31	32	23		34	
等	特定受給資格者に対応する離職理由番号 11 解雇 12 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇 21 雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり) 22 雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり) 31 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 32 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職 特定理由離職者に対応する離職理由番号 23 期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし) 33 正当な理由のある自己都合退職 34 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12か月未満)																							

に

を

様式第18号中

.

勤務先又は学校名

個人番号
勤務先又は学校名

改める。

様式第19号を次のように改める。

様式第19号 削除

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市国民健康保険条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

.....

大津市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第3号

大津市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

大津市消防局消防職員委員会に関する規則(平成8年規則第60号)の一部を次のように改正する。

第2条中「消防次長」を「消防局の課長(消防局に次長又は管理監が置かれる場合にあっては、これらの職及び課長)」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長が欠けた場合における後任の委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、再任されることができる。

第4条を次のように改める。

(委員の定数)

第4条 委員の定数は10人とし、次の各号に掲げる組織の区分(以下「組織区分」という。)ごとにそれぞれ2人とする。

消防局

北消防署

中消防署

南消防署

東消防署

第6条第1項中「に欠員が生じたときに新たに指名された」を「が欠けた場合における後任の」に改め、同条第2項中「これを再任する」を「再任される」に改める。

第7条第3項中「に欠員が生じたときに新たに指名された」を「が欠けた場合における後任の」に改め、同条第4項中「これを再任する」を「再任される」に改める。

第9条第1項中「会議」の次に「(以下「会議」という。)」を加え、同条第2項中「委員会の」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、委員長は、会議に係る前条第1項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、 消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第9条中第4項を削り、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

を

に

3 委員長は、会議を招集するときは、委員に対し、会議を開く日の2週間前の日までに会議の日時、場所及び 審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取 りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い(審議対象としない場合 にあっては、その理由を含む。)を、それぞれ通知するものとする。

第9条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

- 5 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(運営上の留意事項)

第12条 消防局長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなればならない。

別記様式中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に、

意 見 提 出 日 年 月 日 整 理 番 号 提 出 者 所 属 名 提 ж 者 職 氏 名 意見取りまとめ者受付 年 月 2 意見取りまとめ者氏名 受 付 年 月 日

г

提	出	者	所	属	名	意見描	是 出	日	年	月	日	2 整 理	番	号
提	出	者	職	氏	名	1 意見取りま	とめ者気	受付	年	月	田			
1 意 5	見取	りま	とめ	者 氏	名	2 受		付	年	月	日			

(意見取りまとめ者を経由する場合)意見取りまとめ者から消防総務課への提出において希望する 提出者の職氏名の取扱い

記名 ・ 匿名

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において委員長であった者は、新たに消防組織法 (昭和22年法律第226号)第17条第2項の規定による指名を受けない限り、施行日をもって委員長の職を免ぜられたものとみなす。

消防局訓令

大津市消防局訓令第1号

大津市消防職員服務規程(昭和47年消防本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月1日

大津市消防局長 伊藤善 無

第27条第3項中「前項の週休日において消防業務に支障が生じる場合は」を「次に掲げる場合に限り」に、「これを」を「前項の週休日を」に改め、同項に次の各号を加える。

職員を災害応急対策又は災害復旧に係る業務に従事させる必要がある場合

職員を災害応急対策又は災害復旧のため被災地に派遣する必要がある場合 その他緊急やむを得ない事態が発生したことにより消防業務に支障が生じる場合 第27条に次の1項を加える。

4 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号)第5条の規定に基づく隔日勤務者の週休日の振替は、前項各号に該当する場合その他消防局長が必要と認める場合に限り行うものとする。

附則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。